

座間市小規模（修繕・簡易な工事）契約希望者登録申請書の記載方法

【申請書の書き方】

1 「住所又は所在地」

事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。

2 「商号又は名称」

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人等の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入してください。

3 「代表者職、氏名」

「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

4 「印鑑」

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用するものとしてください。法人の場合は代表取締役印（登録印）を使用し、個人事業主の場合は、実印でなくとも結構ですが、ゴム等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

5 「法人番号」

法人の場合のみ、国税庁が指定した法人番号（13桁）を記入してください。

6 「希望業種」

5業種以内であれば、内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合はそれらを受けてなければ申請できません。業種は簡潔かつ具体的に記入してください。許可、免許、登録等を有する方は、その種類、名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。

建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

【業種区分の分類と希望業種の記載例】

業種区分	希望業種（主な例示）
土木関係	整地、側溝、路面修繕など
建築関係	木造建築物の修繕、雨どい、雨漏り修繕など
外構関係	フェンス、門塀、スロープ、看板、バックネット修繕など
内装関係	建具（サッシ、ふすま、畳、教室ドアなど）手すり、下駄箱修繕など
外装関係	屋根（防水、板金、塗装）、壁の修繕など
設備関係	電気配線、照明、放送機器、トイレ、水道蛇口、漏水、ガス台、消防機器、電気製品の修繕など
造園関係	学校遊具、公園遊具（ブランコ・滑り台など）、公園施設（ベンチ・休憩所など）の修繕、樹木の捕植など
その他	上記に分類されない修繕など

※申請する際には、希望順位順に希望業種を5業種まで申請できます。

※業種区分は、希望業種を分類したものです。申請書には記入は不要です。

【申請に必要な書類】

- ① 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人組織のみ）
- ② 労働者災害補償保険加入証明書（ただし、一人親方は除く）
- ③ 各納税証明書を直前2年分（下表を参照）
- ④ 建設業許可通知書（取得している場合）
- ⑤ 法的な各種資格・登録・許可・免許等に係る証明書等（測量業者登録・建築士事務所登録など）

納税証明書の種類と発行所（直前2年分の完納の納税証明書を提出してください。）

税区分	発行所	申請者	
		法人事業者	個人事業者
国税	大和税務署	※1 法人税 ※1 消費税・地方消費税	※1 所得税 ※1 消費税・地方消費税
地方税	厚木県税事務所	※2 法人事業税 ※2 法人県民税	※2 個人事業税
	座間市役所	※3 法人市民税 ※3 固定資産税・都市計画税	※3 市・県民税 ※3 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税

- ※1 国税の納税証明で、法人事業者提出書類の法人税及び消費税・地方消費税は、「その3の3」を、個人事業者提出書類の所得税及び消費税・地方消費税は「その3の2」を取得しますと過去に未納がない証明になりますので2年分取得する必要はありません。
- ※2 法人事業税・法人県民税・個人事業税の課税がない場合は、県税の未納がない旨の納税証明書を提出してください。
- ※3 市税の課税がない場合を含め、完納証明書1枚による提出を可とします。（国民健康保険税を除く）
- ※4 納税証明の場合は2年分必要になりますが、設立して2年に満たない業者は下記例を参考にしてください。

例 ○個人として2年以上事業をしていて、提出年度に法人設立した場合

- ・個人事業の納税証明を2年分提出してください。

○法人として納税は1年で、それ以前、個人として事業をしていた場合

- ・法人事業の納税証明を1年分、個人事業の納税証明を1年分提出してください。

○事業をして2年未満の場合

- ・1年分の納税証明のみ提出してください。なお、法人は法人設立・開設届出書の写しの提出も必要になります。（ただし、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を提出する場合は省略可）

○事業として1年未満の個人事業の場合

- ・納税証明の提出は不要になります。

○事業として1年未満の法人事業の場合

- ・納税証明の提出は不要になりますが、法人設立・開設届出書の写しの提出が必要になります。（ただし、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を提出する場合は省略可）

この制度について不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市総務部契約検査課契約係 ☎046-252-7071（直通）